

「消費税増税で社会保障・福祉の拡充」は正しいか ——消費税の本質から考える

2018年7月15日 阿部治正

1. 資本主義と税制

①資本主義と税の略史

●中世封建制時代

租税は、非経常的経費、特に戦費に限定された直接税で、議会の同意が必要。平時の経常費は、国王の財産・家産で賄われた。

●絶対主義・重商主義の時代

「代表無くして課税なし」を無視した国王に対し議会在反発し内乱が勃発。中世の税制は否定され、国民一般に課税する近代税制が、国内消費税を主体とする形で確立。関税も国内産業保護策として用いられる。

●資本主義の全盛期・産業資本主義の時代

ナポレオン戦争を機に欧州各国は戦争財源を得るために所得税を導入。間接税は、奢侈品への課税は認めつつも、生活必需品への課税には反対した。生活必需品への課税は結局は賃金課税となり、賃金を騰貴させ、資本蓄積を阻害すると見なされた(アダム・スミスやリカード)。

●資本主義の爛熟・独占資本主義の時代

軍備の拡張と戦費の調達、社会保障費や産業助成費が増大し、所得税だけでは間に合わなくなり、大型間接税・一般消費税の導入と拡大をもたらす。それでも足りない財源は国債発行で。

②日本における消費税の略史

●消費税導入時は一般経費に充てる普通税とされ、3%の内訳は国1.824%と地方1.176%、全体の割合としては国が60.8%、地方が39.2%。(1989年4月)

●橋本政権下で3%を5%に。国の消費税4%、地方消費税1%とされた。国の消費税の29.5%は地方交付税の原資とされ、5%の配分は国2.82%と地方2.18%、その百分比は国56.4%と地方43.6%。(1997年4月)

●自民党と自由党の連立政権協議の中で消費税の「福祉目的税化」が合意、消費税収の国分2.82%を「高齢者3経費」として基礎年金・老人医療・介護に充てることで合意。99年度予算以降、一般会計の予算総則に該当経費が掲載されるようになったが、福祉目的税には非ず。(1998年12月)

●2009年に政権についた民主党は、菅直人、野田佳彦首相の下で消費税増税路線に舵を切る。民・自・公の3党による「社会保障と税の一体改革」が打ち出され、消費税の5%から8%の引き上げによる増収分14兆円のうち5分の1を「社会保障の充実」に、5分の4を「社会保障の安定化」(借金の返済)にとされた。税率10%への引き上げも3党合意された。(2012年6月)

消費増税分の使い道



※数値は概算のため合計値にならない

- 公約違反を問われた民主党は選挙で惨敗し政権から追われ、2012年12月に**第2次安倍政権**が誕生。安倍政権は民主党政権時の**一体改革路線に沿って消費税5%から8%に増税**(2014年4月)
- 安倍首相は「世界経済の不透明感」を理由に10%への税率引き上げ時期を**19年10月に延ばすと宣言し、参院選で勝利**。(2016年7月)
- 安倍首相は消費税の「**全世帯型への転換**」を掲げて衆院を解散し、改選議席を維持。安倍首相は、8%から10%への引き上げによる5兆円は、「**社会保障の安定化**」(借金の返済)を減らして**幼児教育や高等教育の無償化**など子育て世代への投資に2兆円とした。(2017年10月)

消費税が8%から10%に増税したときの使い道



- さらに、2兆円のうち0.3兆円は「子ども・子育て拠出金」として経済界の負担、「**教育負担軽減・子育て支援・介護人材の確保等**」へ1.7兆円とした。(2017年12月)

2. 保守からリベラルまで「消費税増税で社会保障・福祉の充実」を主張

①もてはやされる「社会保障・福祉目的」論

■井手英策・慶應大学経済学部教授(前原・元民進党代表の政策顧問)の主張

●ロングインタビュー 『東京新聞』 2016年7月8日

◆みんな痛みを分かち合う

生活保障を考えると、財源論から逃げてはいけません。サービスの拡充にはお金がかかります。低所得者への負担となる消費増税と、富裕層の負担が大きい所得税、相続税や法人税の増税はセットで行われるべきです。多くの人たちが税金の使い道を知りません。自分たちが払っている税金の使い道を知らないのは、民主主義としておかしい。この国では民主主義が死にかけています。財政民主主義という言葉があるように、何が必要かを考え、そのためにみんなでお金を払う。このことを話し合うのが議会。財政こそ民主主義のありようが映し出されます。

●「増税で無償化」に皆乗ってくる 『エコノミスト』 2017年10月24日

記者 その「生活保障」を実現するために必要な財源の規模は。

井手 介護、医療、高等教育、大学、幼稚園、保育園、障がい者福祉を無償化した場合、利用がどの程度増えるかは分からないが、現時点の自己負担は単純に計算できる。9.5兆円だ。消費税3・5%分でほぼまかなえる。ただ、国民がどの程度の水準の生活保障を望むのかによって増税の幅は変わる。

記者 財源は消費税なのか。

井手 私が描く「痛みを分かち合う」社会には二つの意味がある。まず、貧しい人もちゃんと税を払う。だから消費税は外せない。一方で、もうかった人にも負担してもらおう。例えば、金融所得課税を国際標準並みまで5%上げれば、1兆円になる。相続税もある。僕は「税のベストミックス」と言ってきた。

記者 誰もが無償化されたサービスを使えるようになるのはいいことかもしれない。だが現実には、高所得層は自費で私的サービスを使う一方、公的サービスの質が劣化する事態に陥るのではないか。

井手 そればかりでなく、高所得層が無償化で浮いたお金を教育投資に回せば格差が開きかねない。だから教育の質を高めなければならない。

記者 質を高めるためには、消費増税3・5%分では足りないのでは。

井手 3・5%上げると国民負担率(税と社会保険料の国民所得比)は、イギリスとドイツの間だ。そのイギリスでは公的医療は受診まで長く待たされると言われる。だが、それを解消しようとするればケタ違いにお金がかかる。重要なことは、多少待たされてもタダで病院に行けるのならかまわないという人々が、安心して生きていける状況を作ることだ。

◆財政健全化は先送りOK

記者 消費増税分を社会保障に充てることは、既に10%への引き上げを決めた2012年の3党合意(自民党・民主党・公明党)に基づく「社会保障と税の一体改革」でも示されている。何が違うのか。

井手 3党合意は、要するに増税による財政再建だ。僕は財政健全化なんて先送りしていいから、増税して集める分は使えと言っている。

②「社会保障・福祉目的」は虚構

しかし、民・自・公の「社会保障と税の一体改革」論、安倍首相の「社会保障の充実」論や「全世帯型への転換」論も、消費税の「福祉目的税化」とは、ふたつの意味で似て非なるもの。

第1に、「福祉目的税化」という以上は、消費税収と対象経費を一般会計から切り離して特別会計で管理されなければならない。しかし消費税法には課税目的は定められておらず、目的税としての経理もされておらず、今も「普通税」に分類されている。「福祉目的化」は、単に予算総則に該当経費が書かれているだけであり、両者の対応関係は決算処理されず、決算書には何の記載も無い。消費税に色はついておらず、実際に社会保障や福祉に充てられたのが所得税収か、法人税収か、消費税収かを見極めることは不可能である。逆に言えば、消費税増税分で財政赤字が若干緩和されるとして、その緩和された分が軍事費や公共投資に回されれば、消費税収は軍事費に回されたのだとも言える。

第2に、表面では消費税の「福祉目的税化」などを語りつつ、実際には社会保障や福祉は「自助・共助・公助」で解決すべきとの論を唱え、国民の生存権保障に対する国の責任と役割を放棄する主張を前面に打ち出している。この点では、消費税の「社会保障財源化」「福祉目的税化」などの主張は、むしろ社会保障や福祉を切り縮める機能を果たしているとも言える。事実、国の「経済・財政再生計画」は、16年～18年度の社会保障関係費の伸びを、「高齢化による増加分」(年5000億円)に限定している。さらに20年度まで「高齢化による増加分と消費税率引き上げと合わせて行う充実等に相当する水準に納める」としている。ということは、消費税の増税があれば社会保障も増えるが消費税増税がなければ据え置きあるいは引き下げだと言っているに等しい。実際にこれは、消費税増税にもかわらず社会保障と福祉はどんどんと後退を余儀なくされてきているという労働者市民の実感とも

照応している。

③ちゃんと「社会保障・福祉目的化」すれば良いのか、否否否！

第1に、もともと貧者に厳しく富者に優しい反福祉的な消費税を、福祉や社会保障に充てること自体が矛盾している。

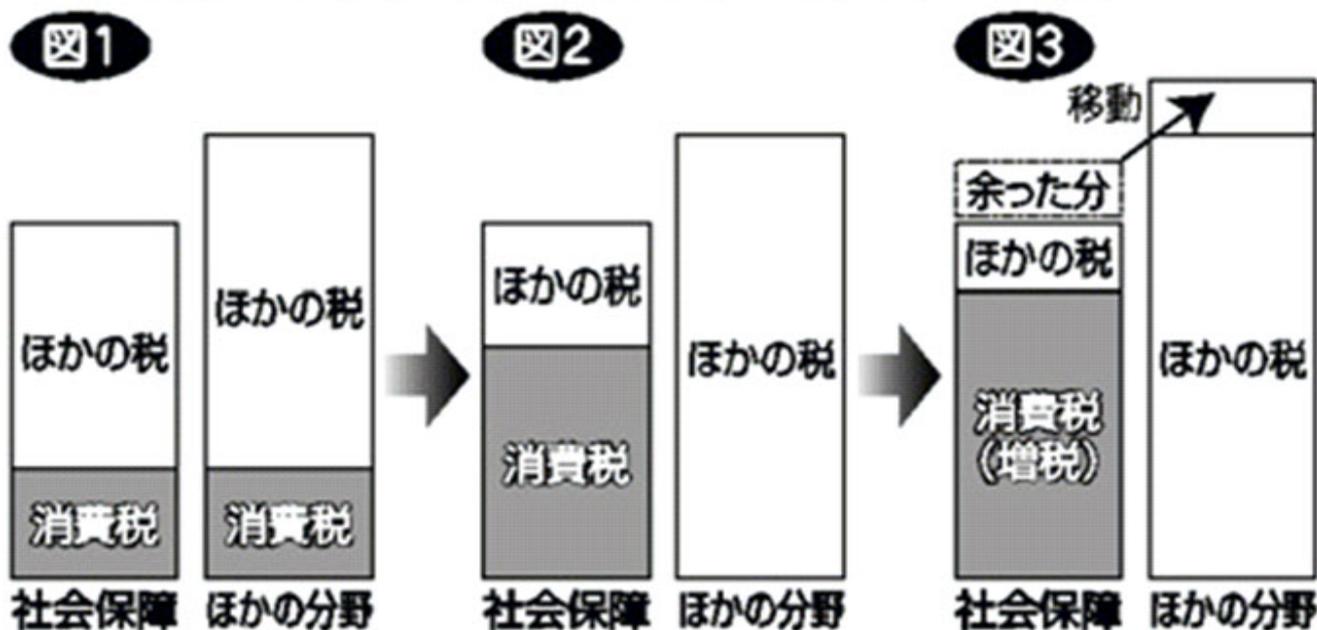
第2に、仮に消費税収がそっくり福祉目的に充てられたとしても、福祉と社会保障の抑制という政策前提の下では、それまで福祉と社会保障に配分されていた他の税収分が、新たにより多く軍事費や無駄な公共事業や官僚たちの浪費等々に回されるだけ。だから、消費税増税は軍拡や公共事業のためだとも言い得る。

図1は現状。消費税は他の税とともに社会保障にも他の分野にも使われている。

図2は社会保障目的税化された場合。消費税は社会保障にだけ充てられる。

図3は、社会保障費が抑制され続けた場合。抑制枠を越えた他の税(余った分)が他の分野に回されるだけ。増える他の分野は、安倍政権の下でなら軍拡・無駄な公共事業・大企業へのテコ入れ・法人減税等々。

消費税の「福祉目的税」化の影響を図解すると



法人減税
無駄な公共事業
軍事費 等々

3. 消費税は本当は何のために使われたか

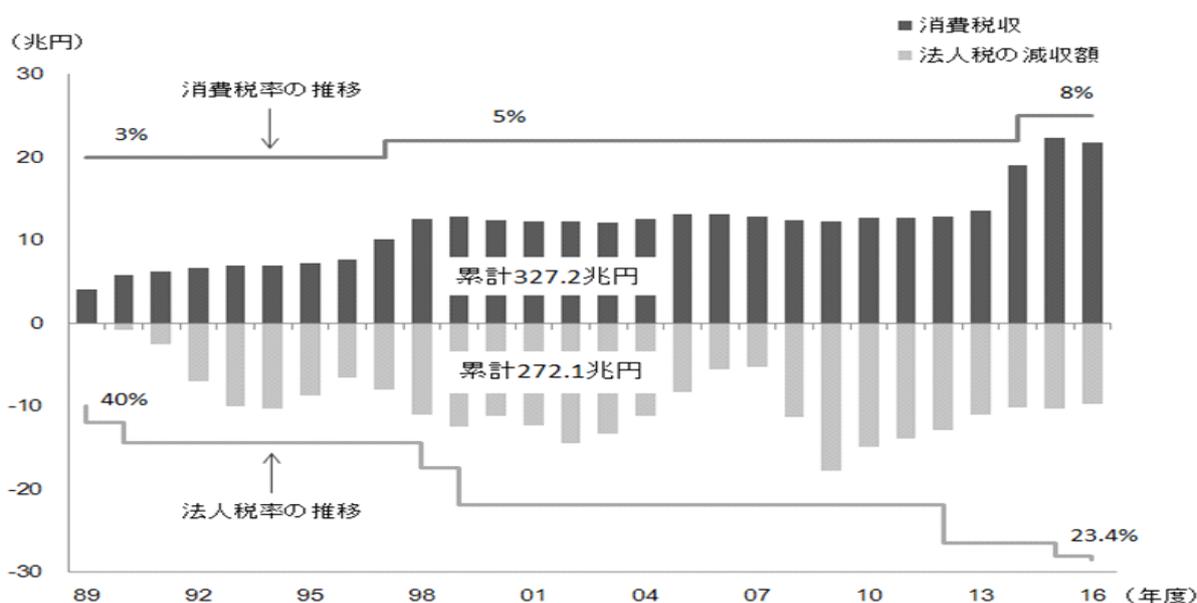
消費税分はそっくり法人税減税などに回されている！

消費税の導入後に法人税減税が急速に行われ、基本税率は1984～86年度の43.3%から2016年度は23.4%に、国税・地方税を合わせた**法人実効税率も1984～86年度の52.92%から2016年度の29.97%に**。国の法人税収は1989年度の19.0兆円から2016年度の11.1兆円まで減少。2016年の経常利益に1989年当時の税率(40%)を適用すれば、法人税収は36.6兆円。2016年度の法人税収と消費税収の合計27.9兆円より多いため、**法人税率を一昔前の水準に戻せば、消費税を引き下げても社会保障費を捻出できる**。法人税が高いから海外進出はウソ。海外進出の理由は安い労働力など。

表9 消費税増税と法人税減税は同時に実施されている

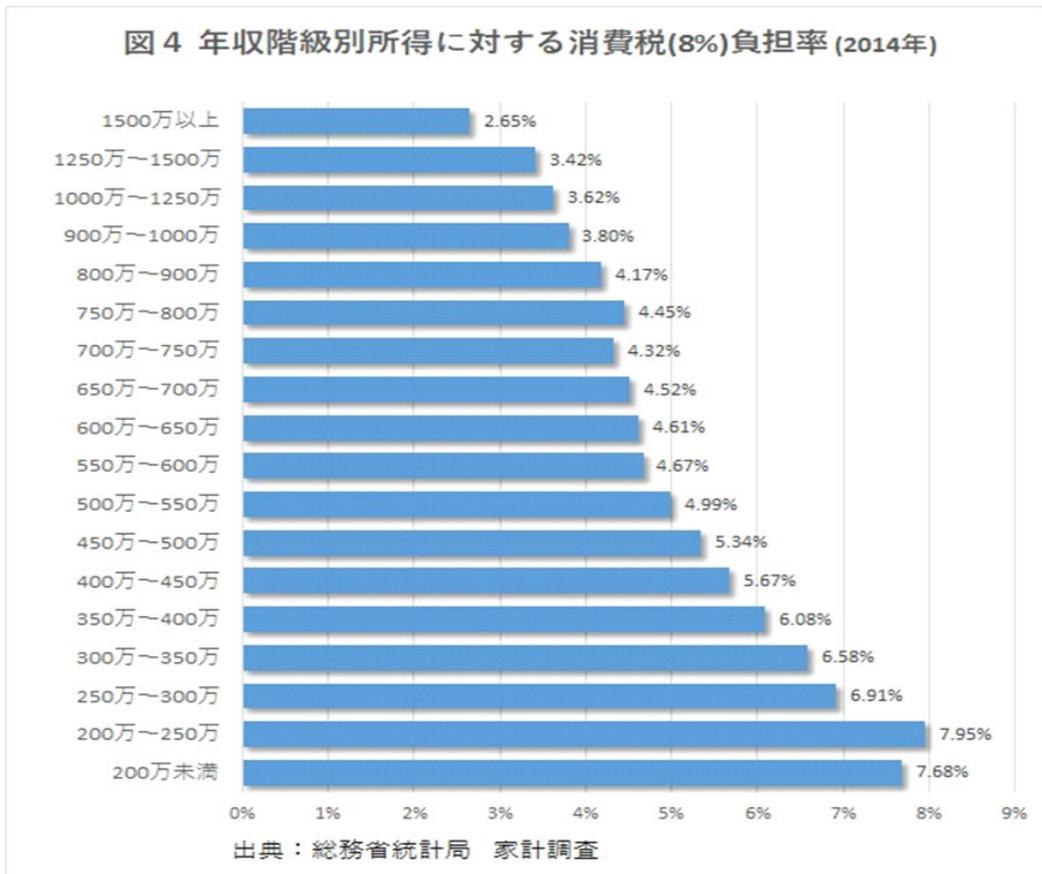
1989年	消費税(3%)を導入
1989年	法人税を42%(基本税率)から40%に引き下げ
1990年	法人税を40%から37.5%に引き下げ
1997年	消費税を3%から5%に増税
1998年	法人税を37.5%から34.5%に引き下げ
1999年	法人税を34.5%から30%に引き下げ
2012年	法人税を30%から25.5%に引き下げ
2014年	消費税を5%から8%に増税
2014年	復興特別法人税の前倒し廃止
2015年	法人税を25.5%から23.9%に引き下げ
2016年	法人税を23.9%から23.4%に引き下げ
2018年	法人税を23.4%から23.2%に引き下げ(予定)
2019年	消費税を8%から10%に増税(予定)

図41 消費税収と法人三税の減収額(89年度比)の推移



4. 消費税の本質

①逆進性——貧者により大きな負担、富者にはより軽い負担



●ラサール 『間接税と労働者階級』(「手工業組合」での演説をもとにしたパンフ 1863年)
「さて諸君、ある人が他の人よりも20倍、50倍、100倍富んでいるからといって、そのために労働者や小市民よりも、20倍、50倍、100倍の塩やパンや肉やを、50倍、100倍ものビールや葡萄酒を飲み食いしたり、50倍、100倍もの暖房、従って燃料を必要としたりすることは絶対にないということは、諸君のご承知の通りです。そこで、すべての間接税の総額は、個人にその資本と所得とに応じ課せられることなく、その圧倒的に大きな部分についてみれば、国民中の無産者や比較的貧困な階級によって支払われていることになるのです。ところで間接税はむしろブルジョアジーが独自に発明したものではありません。それはもっとまえからあったものです。しかしブルジョアジーはそれをはじめてひとつの未曾有の体系に発展せしめて、そしてそれに国の必要経費のほとんど総額を負担させてきたのであります。」

ラサールは演説で、統計を使って1855年のプロイセン国家の歳入9700万ターレルのうち、実質的な直接税からの歳入は約1280万ターレルのみで、のこる8420万ターレルは事実上の間接税からの歳入だと説明し、聴衆に向けてこう訴えました。

「諸君、それゆえ間接税なるものは、ブルジョアジーが大資本のために免税の特権を実現し、国家の経費を、社会の比較的貧困な階級に背負わしめるための制度なのであります。」

ラサールは、自説を、それまでの100年にわたる主要経済学説や政府官吏の主張を引いて根拠づけます。

(アダム・スミス 『国富論』 1776年)

「生活必需品に対する租税は、国民の生活のうえに、不毛の土地や悪い気候とほとんど同様の影響を与える。この租税によって食糧が高くなるのは、あたかもその生産に、ふつう以上の労働と経費を必要としたばかりである。」

「課税される食料の価格が騰貴しても、労働賃銀が当然にあがるとはきまっていない。例えばたばこは貧者にも富者にもひとしくさかんにもちいられる奢侈品であるが、それに対する税は労働賃銀を騰貴させることはないであろう。」

「下層階級あるいは中流階級以下の人々の消費の総額は、中流階級あるいはそれ以上の階級のそれに比して、いかなる国においても、その量においてはばかりでなく、その価値においてもはるかに大であることは、注意されなければならない。下層階級の支出の総計は、上流階級のそれよりもはるかに大きい。」

(シスモンディ 『経済学新原理』 1819年)

「租税を回避している富者の収入のさまざまな部分についてかさねて要約する煩をいとわないならば、つぎのことがわかるのであろう。すなわち何らかの消費税がかかるのは、富者の支出のせいぜい10分の1にすぎないこと、この税【間接税】はより貧困な階級にさがってゆけばゆくほど、その収入との関係においてますます上昇してゆくこと、そしてなかでも一番不幸な階級、すなわちその消費が、ほとんどすべて都市において購入され、また輸入される生活資料からなっている工場労働者階級は、その所得のどの一部分についても租税から免れえないこと、これである。」

(セイ 『経済学通論』 1844年)

「消費に課せられる租税は、必然的に消費された商品の量に比例する。そしてこの消費された商品の数量はけっして財産の割合におうじえないから、その結果として、租税の重い国々において主役を演じているこの種の課税は、納税義務者が貧乏であればあるほど、まさにそれだけ重くおちかかってくることになる。」
「消費に対する租税は、すべての人にもっとも不公平に配分される租税であること、またこの税が支配的である国家では、最貧の家庭が犠牲にされているということを、確言できるのである。」

(ザクセン・コーブルク公国参事官、ロッツの『国家経済学要綱』 1822年)

「一言をもっていうならば、消費税は租税を、国民のなかの、それを納める力も能力ももっとも欠けている階級に転嫁し、それによって、たんに公租の分配の衡平のみではなく、一般的福祉の基本的諸要素すらも、その最後の土台にいたるまで震撼するものである。」

「この租税制度[消費税]はそれだけで本来抑圧的なものである。しかもこの本来の圧迫のうえになお第

二の、より富んだものがより貧しいものよりも優位にあるということから生ずる圧迫が加わる。この第二の圧迫、およびそれがより貧しいものにとって破壊的だということの主要な理由は、貧者が富者よりもはるかに強く必要に迫られているということにある、そして特にこの必要の切迫は、その労働の価格および彼が富者のために提供しなければならない仕事の価格を、いずれもはなはだしく押し下げる作用を果たすのにたいして、富者には、かれが貧者の必要におうじて提供するものに対して、最高の価格を強制する機会をそれだけ与えるものだということにある。」

「このようなすでに事物の自然のなりゆきのうちにその基礎を持つ優越性を、自然に反してまで強化し、そしてそれによって公の租税制度に必要な平衡を完全に、底の底まで攪乱してしまうこと - - 消費税の役目はただひとつこれあるのみであって、しかもそれが間接的方法で徴収される場合にはとくにそうなるのである。」

②より公平な税——直接税、所得税、累進税

●マルクス（『哲学の貧困』）

「消費税は、ブルジョワジーが君臨するようになって初めて、真の発展を遂げたのである。各人は彼の支出に応じて課税される。」「君主は、富の増大に、いわば嫉妬を感じるらしく、それで、富裕になっていく人々から租税を取り立てる。これが生産税である。立憲政治にあつては貧乏になっていく人々におもに税が課せられる。これが消費税である。」

（『エルフルト綱領批判』）

「ここで私はこう言いたい。『租税でまかなう必要のある限りで、国、県、市町村の一切の支出をまかなうために累進税の設定、一切の国および地方の間接税、関税、等々の廃止』。これ以外のことは余計であり、力を弱くする注解ないし理屈づけである」

●エンゲルス（『ベルンシュタインへの手紙』 1783年）

「我々はおよそただ直接税を要求するだけであつて、一切の間接税を拒否する。そうすれば、民衆には、自分が支払うものが分かり、感ぜられるのであつて、資本に対抗することができるようになるからです。」

●レーニン（『貧農に訴える』）

「間接税と呼ばれるのは、土地や経営から直接に徴収されるのではなく、商品に割り増しされた代金を支払うという形で、人民が間接に支払う税金のことである。国庫は砂糖やヴオトカや、灯油やマッチや、その他あらゆる日用品に税金をかけている。この税金は、個人または工場主が国庫に支払うのであるが、もちろん自分の金のうちから支払うのではなく、買い手が彼らに支払う金のうちから支払うのである」「これこれの額の買い物をした者がそれだけの額を支払うのだから、間接税は最も公平な税金である、などという人間が時々いる。しかし、これは本当ではない。間接税は最も不公平な税金である」

「だからこそ、社会民主主義者は、間接税を廃止して、累進的な所得税と相続税を設けるように要求しているのである。これはつまり、所得が多ければ多いほど、それだけ税金が高くなければならない、ということである。…中略…。最低所得者（例えば所得400ルーブル以下の者）は全然一文も支払わない。一番の大金持ちが一番大きな税金を支払う。このような税金、即ち所得税、あるいはもっと正確に言えば、累

進所得税は、間接税よりもずっと公平であろう。」

(『ロシア社会民主労働党綱領草案』)

「ロシア社会民主労働党は、ロシアの国家財政を民主化するために、いっさいの間接税の廃止と累進所得税の実施とを要求する。」

5. 賃金への課税は追加収奪

労働者を中心とする直接生産者は、その労働によって社会全体の富やサービスのほとんどを生み出している。そしてそれ以外の社会成員の生活や経済活動などを一手に支えている。にもかかわらず自分自身は労働力の再生産費ぎりぎりの賃金しか受け取っていない。労働者から搾取された残余の富が、それ以外の社会成員を支えている。

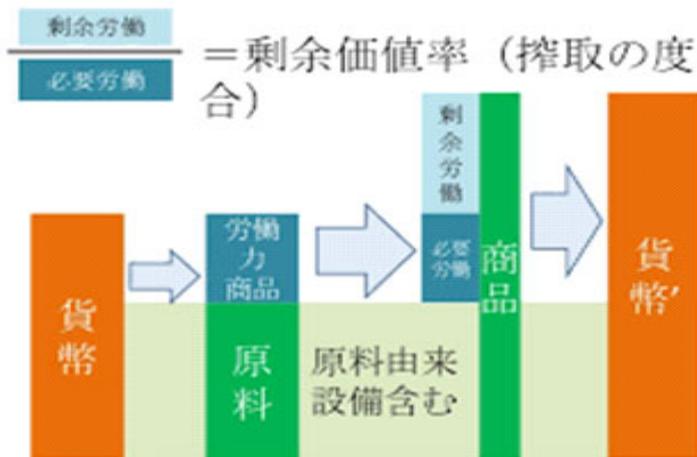
搾取された後に残った労働者の賃金部分は労働力の再生産に欠かせない生活必需品など費用。従って、国家であろうと何であろうと、この費用をさらに浸食する収奪を行ってはならない。**課税は賃金や生活必需品に対し行ってはならず、資本が搾取した剰余価値部分(利潤、利子、地代などに分割)に対して為されるべき。**賃金への課税は**生産過程での搾取に加えての追加収奪**であり、収奪が賃上げでおぎなわれなければ、労働力の再生産が不全となる。最終的には搾取関係の廃止をめざしつつ、一切の追加収奪に反対する闘いが重要。

北欧福祉国家の消費税を評価する議論もある。しかし北欧福祉国家の消費税にはカラクリがある。企業が消費税分を賃金に上乗せして労働者に支払う。だから、高率の消費課税にも関わらず、労働力の再生産が決定的には損なわれない。合わせて、社会保障や福祉などの中の社会的賃金部分に対する企業の負担が日本などより高い。

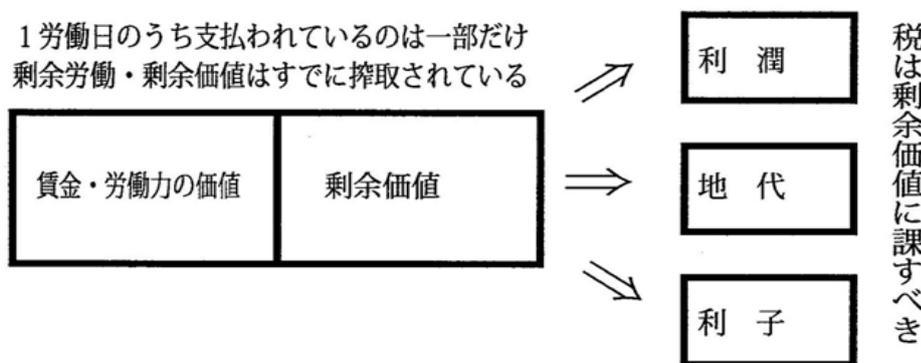
企業が労働者に消費税分を上乗せした賃金を払うということは、結局は企業負担を増やすことになるだけでなく、余計な回り道のようにも見える。しかしこれには深い思惑がある。

労働者に(そればかりか年金受給者や無収入者にさえ)高い税金をあえて支払わせることは、我が国家は一部の特権階級の国家ではなくみんなを支えるみんなの国家、国民国家なのだという幻想を生み出す。北欧福祉国家の消費税は、この幻想を支える強力な装置だと言える。

日本の支配層は、消費税分を賃金に上乗せなどはせず、労働者に自腹を切らせるばかりか、無収入者、貧者、ホームレスにさえ支払わせようとしている。消費税増税策動を打ち破らなければ、民衆の暮らしはますます追い詰められること必至だ。



1 労働日のうち支払われているのは一部だけ
剰余労働・剰余価値はすでに搾取されている



●アダム・スミス (『国富論』)

「(必需品課税は) 必然にその課税分だけ商品価格を騰貴せしめ、賃金はそれに比例して騰貴する。」

「(奢侈品に対する課税は) その課税商品の価格が騰貴しても、労働の賃金が上がると決まっていない」

「労働の賃金に対して直接の租税がかけられるならば、その税は、賃金をその課せられた税よりも少し余計に引き上げるほかには何らの結果をも持ち得ない」

「中流階級や上流階級の人々 (ブルジョアジーのこと一阿部) は、もし彼らが自分自身の利害関係を理解しているのなら、労働の賃金に対する一切の直接税と同様に、生活必需品に対する一切の課税に反対すべきである」

●リカード (『経済学及び課税の原理』)

「原生産物に対する課税、労働者の必需品に対する課税は、さらに別の結果を生ずるであろう。……

賃金を騰貴せしむることがそれである。人類増殖に対する人口原理の作用のため、最低種類の賃金は、労働者の生活維持のために自然と慣習が要求するところの率以上には、決して甚だしく超過したままにおるものではない。この階級は決して租税の多くの割合を負担し得るものではない。従って、もしも彼らに対して、小麦のために毎クォータアシリングの付加額を、また他の必需品のためにそれより小なる若干額を支払わなければならぬ場合には、彼らは依然として同額の賃金をもって衣食し、かつ労働者の種族を維持すること為し得ぬであろう。賃金は不可避免的、必然的に騰貴し、その騰貴に比例して利潤は下落

するであろう」

●マルクス（『議会—11月26日の投票—ディズレーリの予算』）

「後に都市が間接税制度を取り上げたが、やがて時代の進むにつれて、近代的分業や大工業制度が発展し、国内商業が外国貿易や世界市場に直接依存するようになってくるに従って、間接税制度は社会の要求と二重に衝突するに至る。それは国境を接した地方では保護関税とまったく同じものとなり、他国との自由な通商を妨害したり阻止したりする。内陸地域ではそれは国庫が生産に介入するのと同じこととなり、諸商品の相対価値を狂わせ、自由な競争と交換を乱す。これらふたつの理由で、その廃止が必要になる。直接税制度に戻らなければならなくなる」

●マルクス（書評『社会主義と租税』エミール・ド・ジラルダン著）

「税制改革はすべての急進ブルジョアの十八番で、すべてのブルジョア的な経済的改革の特有の要素である」

「直接にブルジョアの生産に基づく分配諸関係、労賃と利潤、利潤と利子、地代と利潤の関係は、租税によっては、せいぜい副次的な点で修正を加えることができるだけで、けっして、その基礎を脅かされることはない。このブルジョア適所関係が永遠に存続することを前提としている。租税の廃止でさえも、ブルジョアの所有とその諸矛盾の発展を促進することが出来るだけである」

「プロレタリアートは新しい租税の度ごとにその地位を一段低く押し下げられる。…租税の軽減、その平等分配等々、それは月並みのブルジョアの改革である。租税の廃止、それはブルジョア的社会主義である」

（『コンスタンチノーブルの暴動』）

「しかしこの国の労働者階級にたいして、どういう真の利益、真の恩恵がもたらされるのか？ 石炭税と茶税の軽減がわずかに取り上げうる唯一の点であるが、それによって与えられる恩恵は何とも小さなものである」

6. 社民党の財政確保プラン

社民党は、不公平税制の脱却と税制全体をパッケージとした税制改革、無駄遣い・使い方の見直し、ボトムアップの経済政策による税収増によって、財源を確保する。

<2019年10月以降>

●安倍政権 2%アップで新たに5.6兆円

●社民党 不公平税制の改革などで5.6兆円

①法人課税3.2兆円

廃止された復興特別法人税の復活(0.8兆円程度)

法人税率の引き上げ(2011年度水準で約2.4兆円程度、中小企業は除く ※1)

②所得課税1.4兆円

金融所得税(※2)の課税強化(0.5兆円程度)

所得税の最高税率の引き上げ(98年度水準で0.3兆円程度)

所得税の税率構造の細分化(※3)等(0.6兆円程度)

③歳出見直し1.0兆円

専守防衛をはるかに超えて拡大する防衛費の縮減など裁量的経費の見直し(1兆円)

<未来に向けての、更なる改革>

(1) 消費税依存税制(不公平税制)からの脱却と税制全体をパッケージとした税制改革

①法人税改革

法人税率の更なる引き上げ(中小企業は除く)

法人税の大企業向けの政策減税・租税特別措置(研究開発税制だけで0.6兆円)の抜本的見直し、課税ベースの拡大

資本金1億円以上の大企業の内部留保(※4)へ課税し、社会的に還元させる(2.7兆円)

②所得税改革

所得税の税率構造の細分化による更なる累進制の強化

所得税の人的控除(※5)の見直し

金融所得税の総合課税化(※6)等

③その他

格差の固定化を防ぐため、相続税・贈与税の課税を強化(※7)

タックスヘイブン(租税回避地)対策を強化(※8)

金融取引税など国際連帯税を導入(※9)

富裕税(多額の資産への課税)や高級品への物品税を検討(※10)

(2) 無駄遣いを止めさせ、使い道を変える

①歳出の見直し

専守防衛をはるかに超えて拡大する防衛費の更なる削減(※11)

「思いやり予算」の見直し(※12)

原発関連予算の見直し(※13)

不要不急の大規模公共工事の中止(※14)

②その他

特別会計積立金や剰余金の適正化(※15)

官民ファンド・基金事業の縮減(※16)

政府資産の活用(※17)

(3) ボトムアップの経済政策を通じた税収増

生活不安・将来不安の解消、可処分所得の増加、個人消費の活性化にともなう税収増

<阿部の意見>

これを実現できるか否かは、社民党の政治的意思と戦略次第。

民主党政権は「国民の生活が第1」「コンクリートから人へ」の財源で躓いた、無駄の洗い出し等々では巨額の社会保障費は捻出できないことを証明しただけと言われているが、これは事実ではなく悪意あるキャンペーンに過ぎない。

第1に重要なことは、財界・大企業などの特権的勢力と毅然と対峙して、彼らの既得権益を侵食しても、財源を確保するという政治的な意思の強固さ。民主党政権は、明治・戦後に続く”第三の大変革”を掲げたが、どこからみてもそんな大それた政治的意思は持っていなかった。

第2に重要なことは、政策を具体化する戦略構想。そのカナメは、財界・大企業とがっぷり4つに組んだ闘いを粘り強く、したたかに押し進めていくための、下からの闘いの陣形づくり。国会内の議論、机上の数字いじりの議論だけ実現できる課題ではない。何よりも広範な労働組合、市民住民組織やNGOなど国民に依拠し、その行動を巻き起こし、大きく結集していくこと。そうした運動を土台とした政治的意志決定システムを構築し、政策遂行力を確保すること。

●レーニン（『スイス社会民主党内のツィンメルヴァルド左派の任務』）

「…あたかも財産税と所得税の革命的に高い税率を宣伝することは『实际的でない』かのようにいうブルジョア的なウソと、社会民主主義者は容赦なく闘わなければならない。それどころか、これは唯一の実際の、唯一の社会民主主義的政策である。なぜなら、第1に、我々は、金持ちに『受け入れられる』ものに順応するのではなく、ある程度はほかならぬ社会民主党の改良主義的、日和見主義的性格のため、同党に冷淡な態度をとるかあるいは不信の目で見ている貧民と無産者の広範な大衆に訴えなければならないからである。第2に、ブルジョアジーに譲歩させる唯一の方法は、彼らとの『取引』にあるのでもなければ、彼らの利益または彼らの偏見への『順応』にあるのでもなく、彼らに対決して、大衆の革命的勢力を準備することにあるからである。そして我々が革命的に高い税率が正当であり、それをかちとる闘いが必要であることを多くの人々に説得すればするほど、ブルジョアジーは、それだけ早く譲歩に応じるだろうし、またわれわれは、ブルジョアジーの完全な収奪をめざす不屈の闘争のために、例え小さな譲歩でもひとつ残らず利用するであろう」

※1 法人税引き上げ。法人税引き下げで設備投資や賃上げが増えると言われたが、実際に増えたのは株主配当と内部留保の中核部分である利益剰余金。**法人実効税率を安倍政権以前の37%に戻すだけで3兆円強、外形標準課税の引き上げ分を元に戻す分を差し引けば、正味で2兆円。**研究開発投資減税は大企業に集中しており上位20社で年間6000億円超の減税。トヨタなどはこの4年間の納税額は1.7兆円、同じ4年間に株主に2.4兆円の配当を払った上で、利益剰余金を3兆円近くも増加。資金力は旺盛であり、研究開発減税は不要。無くせば0.6兆円の増収。

※2 「受取配当益金不算入制度」、国内の他の会社から受け取った配当について、その全部または一部を所得に含めないようにして、課税対象から外す制度。子会社、グループ企業や取引先企業などとの株式の持ち合いを行っている大企業が利用。法人税だけでなく、法人住民税や法人事業税も減ってしまう。不

算入額の3割りを圧縮し、30%の法人実効税率をかければ、**1.3兆円**の増収。法人実効税率を安倍政権以前の37%に戻せば**1.6兆円**。

「**外国子会社配当益金不算入制度**」、親会社が25%以上出資している外国子会社においては、その子会社からの配当を始めから益金に算入しない仕組み。15年度の6.3兆円のうち黒字企業分4.2兆円に現在の法人税率をかけただけでも**1.2兆円**。

「**証券課税**」、所得1億円を超えるような富裕層は、所得の大半を株式売却などによる所得が占めているが、上場株式を売却した場合は他の所得と分離課税され、所得税だけだと15%、住民税を含めても20%にすぎない。株式については譲渡所得だけでなく配当についても税率が軽減されている。**配当**は原則総合課税にすれば**1兆円前後**の財源に。**株式譲渡益所得**は高額部分に税率30%を適用すれば、2兆円前後の所得に税率10%の上乗せで**0.2兆円**。

※3 **所得税・住民税**の最高税率は98年までは合わせて65%（所得税50%、住民税15%）、現在は所得税40%、住民税10%。その課税標準を細分化しつつ累進制を強化する。効果は約**7100億円**。

※4 **資本金10億円以上の大企業の利益剰余金** 2012年177.7兆円、13年196.6兆円、14年213.7兆円、15年228.6兆円、2016年245.3兆円

※5 「配偶者控除」「配偶者特別控除」は17年に改正。しかし「**基礎控除**」や「**扶養控除**」などの人的控除は所得制限がなく、富裕層にも適用されている。「**扶養控除**」の16歳以上の控除はまだ残っており、所得が1000万円以上の者が165万人で、増収効果は**2500億円**。「**基礎控除**」に1000万円、1500万円などの所得制限を設ければ**4000~6000億円**の増収に。

※6 **配当所得**は原則総合課税に。

※7 **相続税**の最高税率は02年までは70%だったが03年に50%に、現在は55%、これを元に戻すと**1100億円**。これを元に戻す。**贈与税**も引き上げる。

※8 **タックスハイブンプン対策**。日本からはケイマン諸島への投資だけでも83兆円。オランダ、スイス、香港、シンガポールの4カ国・地域を合わせると126兆円となり、海外投資残高の2割超。これらの地域で毎年数兆円の利益が生じている可能性あり。少なくとも**数百億円から数千億円**の財源が生まれる。

※9 **為替取引税**を創設した場合、年間で国内総生産の20倍、1.1京円に登る為替取引(16年実績)に0.01%の税率でも税収は**1.1兆円**。

※10 **富裕税**。金融資産や不動産などを対象に低率で課税。純資産で5億円以上の部分に1~3%の課税で**7700億円**。

※11 ※12 **防衛費**。海外展開型の装備を削減しただけで4000億円。思いやり予算・米軍再編経費・SAC O経費の合計が4000億円。自衛隊の海外活動経費や訓練費を含めると、全体で**1兆円**の削減が可能。

※13 **原子力対策予算4000億円**の多くは推進のための予算であり、被災地の除染などの費用を除いて削減することが可能。

※14 **大型公共工事**を安倍政権以前に戻すだけでも**1.5兆円**。

国の法人税収は1989年度の19.0兆円から2016年度の11.1兆円まで減少。2016年の経常利益に1989年当時の税率（40%）が適用されれば、単純比較で法人税収は36.6兆円。2016年度の法人税収と消費税収を合わせた27.9兆円より多いため、法人税率を一昔前の水準に戻せば、消費税を引き下げても社会保障費を捻出できる。